

都・区市町村
技術系職員向け
奨学金返還
支援事業

奨学金
返還額の2分の1
最大
150万円を
支援!

※大学院でも貸与を受けていた場合は最大225万円

東京都の「都市の強靱化」に
携わりたいという
意欲溢れる若者の学びを
積極的に応援していきます。

お問合せフォーム



詳しくは **都・区市町村 奨学金支援** **検索**

<https://www.saiyou2.metro.tokyo.lg.jp/pc/technology/>
【お問合せ先】東京都総務局人事課

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

 東京都

東京都や区市町村等の技術系職員として就職し、奨学金の返還をする方に対し、返還残額の1/2を、都が本人に代わり直接奨学金貸与団体に返還します。

1. 支援対象者

下記のすべてに該当する方であれば、支援対象者として申請することができます。

- (1) 都並びに都内区市町村及び都内の一部事務組合（以下「区市町村等」という。）において、次に定める職種に任期の定めのない常勤の一般職として採用された者。
 - ア 都においては、土木、建築、機械及び電気
 - イ 区市町村等においては、アに定める職種に相当する職種
 - (2) 大学等において、奨学金の貸与を受けていた者
 - (3) 大学等において貸与を受けた奨学金の返還期間の終了日が、採用2年目の4月以降である者
 - (4) 令和6年度以降に実施された採用試験又は採用選考に合格し、令和7年度以降に都又は区市町村等に採用された方
- ※詳細は、ホームページ及び募集要項をご確認ください。

2. 支援対象の奨学金

返還支援の対象となる奨学金は、**下記のいずれかに該当するもの**となります。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する「第一種奨学金」及び「第二種奨学金」
- (2) (1)のほか、一般財団法人東京都人材支援事業団が認める公的機関等実施の貸与型奨学金

3. 返還支援額・支援期間

- ・返還支援額は、**返還総額の2分の1**（100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）の額とし、**一人150万円**を上限とします。
ただし、支援対象者が修士課程を修了し、かつ、奨学金の貸与期間が合計して4年を超える場合の返還支援額は、一人225万円を上限とします。
- ・返還支援を行う期間は、**採用2年目から11年目までの10年間**（最長）で、上記により算出した金額を支援期間の年数で割って支援します。

4. 支援の申請時に必要な主な書類

- (1) 奨学金の借入を証する書類（日本学生支援機構の場合：「奨学生返還証明書」）
 - (2) 225万円の上限にて申請する場合は、奨学金の貸与期間が合計して4年を超えることを証する書類（日本学生支援機構の場合：「奨学金貸与証明書」等）及び修士課程を修了したことを証明できるもの
- ※支援の申請は、都又は区市町村等の技術系職員として採用された後に（一財）東京都人材支援事業団のホームページから受け付けます。

5. よくある質問

- Q. 在学中や就職前の申請は必要でしょうか。
- A. 事前の申請は不要です。就職後、奨学金の返還残額を証明する書類などと合わせて申請をしていただきます。
- Q. 支援金額は、申請した本人に支給してもらえるのでしょうか。
- A. ご本人には支給せず、東京都から奨学金貸与団体に対して直接返還いたします。